

地方消費税交付金（社会保障財源分）の用途について

令和3年度決算

平成26年4月1日から施行された消費税及び消費税率の税率引上げに伴い増収となった地方消費税交付金については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。
令和3年度美唄市一般会計決算における社会保障施策関係経費への充当状況については、下記のとおりとなりました。

1. 地方消費税交付金決算額

(千円)

総額	従来分	増収（社会保障財源化分）
560,316	249,860	310,456

2. 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられた社会保障施策に要する経費

(千円)

項 目	令和3年度決算額	財 源 内 訳			
		特 定 財 源		一 般 財 源	
		国・道支出金	その他		左記のうち引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）
医療関係	1,505,504	312,587	97,962	1,094,955	117,745
介護・高齢者福祉関係	1,041,949	730	104,082	937,137	100,774
子ども・子育て関係	683,927	290,043	23,928	369,956	39,783
障害者福祉関係	1,120,281	826,658	2,762	290,861	31,278
就労・貧困・格差対策等関係	802,397	608,672	13,972	179,753	19,330
その他	53,202	6,521	32,299	14,382	1,546
合計	5,207,260	2,045,211	275,005	2,887,044	310,456

(各項目の主な経費)

- ・ 医療関係（国民健康保険、後期高齢者医療、予防接種などに係る経費）
- ・ 介護・高齢者福祉関係（公立養護老人ホーム、高齢者日常生活支援などに係る経費）
- ・ 子ども・子育て関係（保育所、幼稚園、放課後児童健全育成などに係る経費）
- ・ 障害者福祉関係（自立支援給付費、障害者相談などに係る経費）
- ・ 就労・貧困・格差対策等関係（就労促進団体補助、生活困窮者等に対する助成に係る経費）
- ・ その他（公立総合福祉施設、社会福祉協議会補助などに係る経費）